

八代市監査委員公告第5号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、財政援助団体等監査の結果に対する措置状況を、別紙のとおり公表します。

令和4年4月28日

八代市監査委員	江	崎	眞	通
八代市監査委員	上	原		治
八代市監査委員	前	川	祥	子

財政援助団体等監査結果
に対する措置状況
(令和4年4月)

八代市監査委員

目 次

措置の内容

【令和3年度実施分】

◆ デジタル推進課	1
-----------	---

八代市監査委員 様

八代市長

財政援助団体等監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 デジタル推進課
監査対象年度 平成30年度～令和2年度
監査実施期間 令和4年2月7日～令和4年2月25日

【主管課に関する指摘事項】

主 管 課	指摘事項	<p>ア. 施行規則に基づく減免の適用について</p> <p>令和2年4月21日に生活保護受給世帯になった証明書を添付して、ケーブルテレビ利用料金減免（免除）申請書が令和2年5月25日に市に提出され、4月分から全額免除が適用されていた。</p> <p>八代市有線テレビジョン放送施設等条例施行規則（以下「施行規則」という。）第10条第2項の「利用料の減免又は免除は、前項の規定による申請が提出された日の属する月の翌月から適用する。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。」に基づき、申請書が提出された翌月である6月からの適用にすべきだった。</p> <p>施行規則に基づく適正な利用料の減免を行っていただきたい。</p>
	改善内容	<p>ご指摘の「八代市有線テレビジョン放送施設等条例施行規則に基づく適正な利用料の減免」につきましては、本規則に基づき、適正な利用料の減免を行います。</p>

主 管 課	指 摘 事 項	<p>ウ. 随意契約に当たっての見積徴取の相手方について</p> <p>リスク分担に基づき市による修繕等が行われ、大部分がA業者からの1者見積徴取により、地方自治法施行令第167条の2第1号及び第2号の規定による随意契約が行われていた。</p> <p>CATV番組作成用カメラ修繕（執行予定額452,520円）は、A業者でなければ実施することが困難であるとの理由で、当業者のみを選定し見積書が徴取してあったが、他の業者でも対応可能な修繕であった。</p> <p>随意契約に当たっては、特定の業者への受注機会の偏りを排除し、受注機会の均等（公平性）を確保するとともに、見積合わせを徹底し、価格の有利性（競争性）を確保する必要がある。</p> <p>八代市契約規則及び「随意契約の手引」に基づき、適正な事務を行っていただきたい。</p>
	改 善 内 容	<p>ご指摘の「随意契約に当たっての見積徴取」につきましては、随意契約の手引に基づき、見積合わせの徹底など適正な事務処理を行います。</p>